## 『子どもの権利条例(仮称)素案』への質問・意見および市の考え方(文教委員会)

(提出者人数:6人、意見件数:88件)

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
1	令和4年6月にこども基本法が国会で成立しましたが、こども基本法を意識して子どもの権利条例が変わったという部分はありますか。	子どもの権利条約に基づき、こども基本法が制定されていますが、子どもの権利に関する条例検討 委員会においても、基本的には子どもの権利条約の考えに基づき議論がされています。そのため、 こども基本法を意識して大きく条例を変えたことはありませんが、基本となる考え方については、 法と条例は同じであると考えています。
2	こども基本法、東京都こども基本条例があるにもかかわらず、条例を制定する必要性について詳しく教えてください。	子どもの権利は、子どもの身近な生活の場で保障されることが重要であり、市が条例を作ることに 意義があると考えています。相談の窓口や子どもの居場所、子どもが意見を表明できる場など、子 どもが生活する地域にある必要があります。市として、市民に子どもの権利の理解と関心を深める ための取組も必要であると考えます。
3	権利の保障について、それぞれの人の役割を規定していますが、他自治体では家庭や社会など、場面に分けて明記されている事例もあるようですが、それぞれの人の役割について規定することに至った経緯を教えてください。	子どもが、一人ひとりの個性に応じた、健やかな成長を保障されるためには、地域社会全体が、それぞれの役割を果たしていかなければならないと考え、条例の制定を目指しています。それぞれの立場で子どもの権利を守っていくこと、そしてともに協力していくことで、武蔵野市が子どもの権利が尊重されるまちとなることを目指していきたいと考えています。
4	目的の考え方をわかりやすく伝えるためには、「権利の保障」がタイトルにある方がわかりやすい のでないでしょうか。	ご意見を受けて第3章の章題を「子どもの権利を守るための役割」から「子どもの権利を保障するための役割」に修正します。
5	18ページ、19ページ「自分らしく居られる場所」と「子どもの年齢、発達に応じた居場所の整備」とあえて分けて書いていますが、その意味をもう少し詳しく教えてください。	「13 自分らしく居られる場所」については、子どもが自分らしく安心して過ごすことのできる場所の必要性と、そのことを地域で理解することの大切さを記載しています。「14 子どもの年齢、発達に応じた居場所の整備」については、子どもの年齢、発達に応じた空間的な居場所の整備等について記載しています。
6		子どもからも居場所についての要望が多くありますが、0123施設や児童館、学校など、すでに さまざまな居場所があります。ただ増やしていくだけでなく、人的支援なども含め、より充実して いくことも視野に入れています。
7	文教委員会の視察で子どもの複合施設を見てきました。武蔵野市で限られた資源の中で検討してい くのは難しいかもしれませんが、子どものための居場所づくりを進めてほしいと思います。	条例検討過程で行った子どもへのアンケート、パブリックコメント、ワークショップなどでも子どもの居場所を求める声は多くあります。市の限られた資源の中で、ただ増やしていくだけでなく、 人的支援なども含め、より充実していくことも視野に入れています。ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
8	21ページ、子どもための相談窓口とありますが、子どもが直接相談することのハードルは高いと感じます。具体的イメージを教えてください。	子どもの権利が侵害され困ったときに、家族や友達、学校の先生、あるいは民生委員、青少協の方など、身近な信頼できる人に相談できることが第一義的に重要であると考えます。これまでの既存の相談できる場も整備しつつ、そこで相談できないときの子どもの相談の選択肢を増やすため「子どもから直接相談を受けることのできる窓口」として、「子どもの権利擁護委員」および「相談・調査専門員」の設置を考えます。

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
钳与		1月の考え方(ヨロの凹合を踏まえ、旭 <u>田</u> 垣記寺しています)
9	庁舎に来られる子どもは少ないと思います。子どもの権利擁護機関を検討する過程で、どのように	ご指摘のとおりです。子どもの権利擁護の具体的な手続きは、制定後に検討し、令和6年度以降の設
	配置されるかということが決まっていくということでよろしいでしょうか。	置を目指します。
	22ページ、子どもの意見表明や参加などについては、現在行っている単発的なワークショップや子	中間報告のパブリックコメントでは、限られた子どもからの意見だけでなく、アンケートなど様々
	ども会議のような仕組みを条例制定後に何かしら考えていくということでしょうか。	な工夫をすべきという意見をいただきました。市、市民、育ち学ぶ施設の関係者の一人ひとりが
		「自分の気持ちを尊重される権利」「意見を表明し、参加する権利」の大切さを認識し、子どもが
10		意見を表明しやすい環境を整備していくことが大切であると考えます。子どもが意見を表明する権
		利の手法については、子ども会議等に限らず検討していきたいと思います。既に市が実施している
		「Teensムサカツ」等を充実させていくことも考えられます。また、子どもがより意見表明や参加を
		しやすいような啓発等も行っていきたいと考えています。
	パブリックコメント等では、今の子どもたちは習い事等があって非常に忙しいが、学校で意見を聞	今回の子どもへのパブリックコメントは、教育現場のご協力があってこそ、たくさんの意見をいた
11	くと教育現場に非常に負荷がかかるのではないかというような意見もありました。このような意見	だくことができたと考えています。ご指摘も踏まえ、よりより意見聴取の方法について、工夫して
	から、子どもの意見を聞くということについてはどのように整理していますか。	いきたいと考えています。
	子ども条例について、豊田市に視察に行きましたが、子ども会議等の仕組みは、年数を経過すると	文教委員からのご意見、パブリックコメント、検討委員会の議論も踏まえ、子ども会議等の設置は
12	形骸化しやすいようです。豊田市では、SDG s など時代に応じた具体的なテーマを設定するなどの	条例素案の条文には記載しませんでした。子ども会議は、子どもが市政へ意見を表明する方法の一
	工夫がみられました。子どもが積極的に関わっていくための工夫が必要であると考えます。	つとして考えられますが、さまざまな方法で子どもが意見を表明しやすい環境を整えてまいりま
		す。ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
	23ページ、「○子どもは、どのような理由があっても、いじめをしてはいけません。」の文言は条	
13	例の文章としては珍しく、驚きましたがどのような経緯か教えてください。	セージとして条例素案に記載しました。いじめ防止対策推進法第4条を踏まえ、子ども自身が相手
		の権利を大事にする観点から規定しましたが、他のパブリックコメントのご意見を受けて条例素案
		から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。
	「25 武蔵野市いじめ防止基本方針および武蔵野市いじめ防止関係者連絡会」と「26 武蔵野市い	「いじめ防止関係者連絡会」は関係者の連絡会ですが、いじめ問題調査委員会は、いじめに関する
14	じめ問題調査委員会」の規定と「27 子どもの権利擁護委員」は役割が重なる部分もあると思いませば、役割が担けばのようによっていませた。	重大事態が発生したときに、教育委員会の調査ではなお不足と思われる際に市長が第三者的な調査
	すが、役割分担はどのようになっていますか。	委員会を置き再調査を行う機関になります。「27 子どもの権利擁護委員」は直接子どもからの相 談を受けることのできる、常設の相談機関を想定しています。
	笠 - 老チョムの   湿について、実体の口ばももり、笠 - 老チョムも知っ古せてしも問いています	
	第三者委員会の人選について、遺族の反感もあり、第三者委員会を組み直すことも聞いています。 子どもの権利を守る子どもの権利擁護委員がそのまま第三者委員会委員になっても良い気がしま	前段について、子どもの権利擁護委員は、子どもからの相談を受けて、当事者間の調査や調整を行います。いじめの重大事態の再調査として武蔵野市いじめ問題調査委員会が設置されたときに、子
	す。学校で起きたことは学校で解決するということかと思いますが、学校で起きた窃盗や暴力など	じます。いしめの単人争感の特調自として武殿野川いしめ问题調直安貞云が設直されたとさに、サ どもの権利擁護委員は、すでに双方の関係者となっている可能性もあるため、そのまま第三者委員
15	9。子校 C起さたことは子校 C解決するということがと思いますが、子校 C起さた切盆で歌力などの事件は犯罪として、警察等に解決を図っていくという視点が必要かと思います。警察との関わり	
	については記載しないのでしょうか。	
	にフィ・この旧事のつみマックとひみ ブル。	「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、」では、「一個では、「一個では、「一個では、「一個では、」」では、「一個では、」」」。
	23 「いじめの禁止」について、いじめの傍観者がいることが、子どもの心の傷になると聞いていま	
	23 1110gの宗正」について、いしめの宗祇有がいることが、子ともの心の伝になると聞いています。簡単に書き表せない複合的な現状があると思いますが、条文にはいじめに関する事項を簡単に	こ
10	9。 間半に音されてない後日的な死人があると思いようが、未来にはいしめに関する事項を間半に 記載しすぎているように感じます。	校で日常的にいじめ防止に関する取組を行っています。
	LL表しっこ Cvでの ノに恋しよう。	1人 く口田はいこく こくのとのはにに対する状態では、ことでは、す。

番号	質問・意見 	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
17	推進体制について、子ども施策推進本部についてはどのようなものでしょうか。	武蔵野市子ども施策推進本部は既にある組織で、設置要綱で規定されています。市長が本部長となって、子どもプラン武蔵野に関する事項や子どもに関わる施策についての総合的な実施について、様々な調整などを行っています。
18		子ども施策推進本部には、子ども家庭部だけではなく、教育部をはじめとした関係部署が入っています。施策の推進については、ご指摘のとおりです。
19	これは要望ですが、条例素案においても、教育部局との関係を具体的に書いたほうが、市全体で条例を検討していますという見せ方になるのではないでしょうか。	条例案では、子ども施策推進本部についての記載は削除することとしました。子どもプラン武蔵野を条例の推進計画として位置付ける旨を記載してますが、同プランが、教育部局も含めて、子どもに関する施策を総合的に推進していくための計画であることを、今後十分周知していきたいと考えます。
20	素案の54ページを見ると、パブリックコメントで子どもからの自由意見が多くてよかったと思います。アンケート回答者数を見ると、高校生世代の回答が少ないが、傾向としてどのようにとらえていますか。	中間報告のパブリックコメントについては、小学校4年~中学3年生まで、市立学校を通じてご案内することができましたので、そのため回答率に差が生じたものと理解しています。高校生については、自宅に「こどものけんりってなぁに?」を郵送したり、私立、都立学校についても児童、生徒への資料配布にご協力いただくなど、別途アプローチをしています。
21	55ページ以降の子どもの意見については、どのように条例案に反映していく想定でしょうか。	素案に掲載しているのは、5月に中間報告のパブリックコメントを実施した際の子どもの意見であり、これらの意見を参考にしながら、委員会報告書を作成しています。さらに、委員会報告書やその他の様々な意見を参考にしながらつくったのが、本条例素案です。今回もパブリックコメントにて子どもの意見を募集し、その内容を条例案作成の参考にさせていただきます。
22	子どもが「書いたかいがあったな」と思えるように、誠実に対応してほしいと思います。	子どもの権利について、知ってもらえるよう、また、興味関心を持ってもらえるよう、「こどものけんりってなあに?」を発行しています。そちらを通じで、子どもからどれくらい、どのような意見があったのかをお知らせします。また、いただいたご意見には、誠実に対応したいと考えています。
23	全体的に「努める」という表記が多いと感じますが、この「努める」と用語は具体的にどのような レベルで考えていますか。	たとえば予算の問題等で、すぐに完全な形で実施すると言い切ることはできなくても、条例に書かれる内容について実現を目指すもの等について「努める」という表現を使用しています。
24	「努める」という言葉の意味は、「確実に形になるとは限らないが、その方向で頑張っていく」という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。
25	本条例が制定された場合は、本条例が根拠となって市役所全体がそのような方向性で進むという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。なお、定義の「市」には市議会も含まれますので、市長等と市議会が同じ方向 性で進めていく必要があると考えています。
26	18ページについて、「自分らしく居られる場所」という表現がありますが、大人は自分たちの考える子ども像が潜在的にできてしまっており、そのイメージから開放されるのが本当の「自分らしく居られる場所」であると考えます。子どもらしさという言葉がありますが、それが子どもにとっては自分らしくないときがあります。この「自分らしく」という言葉の認識が今後の市の事業にも影響していくと思いますが、そのあたりについてはどう考えていますか。	「子どもらしく」ではなく、「自分らしく」居られる居場所づくりを進めていく必要があると考えています。大人だけで考えたり決めたりするのではなく、子どもからの意見も聴きながら「自分らしく育つ権利」が保障されるよう取り組みます。

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
27	18ページ2つ目「市および市民は、家庭、育ち学ぶ施設その他多様な地域活動の場が、子どもの安心できる居場所となるよう努めます」とありますが、今までいい意味で「子どもらしく」過ごしてもらいたいという趣旨で行っていた事業があったとしたら、それは今後、「子どもらしさ」と「自分らしさ」という部分で矛盾していく可能性がありますがどう考えていますか。	ごしやすい場所になるように努めるという視点を保護者や市民が共通認識として醸成できるよう
28	我々大人から見たら、多くの方がやはり子どもは学校に行くものだろうと思ってしまいますが、そんな中でも本当に疲れたときは休んでもいいよというメッセージがより伝わるように工夫してほしいと思います。	「子どもは学校へ行くのが当たり前だ」「休む権利がない」といわれることで、悲しんでいる子どもや苦しんでいる子どももいます。必要な時には「休んでもいいんだよ」という普及啓発をしていくことが子どもの権利を守ることにつながると考えています。
29	子どもの権利条例は大切だと思いますが、条例に基づき、具体的に進めていく難しさはあると感じています。ぜひお願いしたいと思います。	条例に基づき、子どもの権利が尊重されるまちになるよう、取り組みを進めていきたいと考えます。
30	子どもの参加の観点で中間報告のパブリックコメントの手法は、子どもの意見が多く寄せられており、一定成果はあると考えています。例えば今後、住民投票が検討された際に、子どもの権利条例の子どもの意見表明という観点では、子どもも何らか関わりがあったほうが良いと思いますが、どう考えていますか。	住民投票条例はすでに廃案となっていますが、当時は18歳以上を対象としていたと認識しています。意見表明の形はさまざまですので、意見箱やアンケート、その他、日常的にもさまざまな意思表示の形があるものと考えています。
31	子どもは権利主体です。表現として「意見を聴いてあげる」ではなく「意見を言って良いんだよ」というメッセージが伝わるように工夫してほしいと思います。意見表明を保障するために市は最大限の努力を惜しまずに行うという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。また、意見の表明に関わらず、子どもの権利が保障されるためには、市のみならず、市民、保護者、育ち学ぶ施設の関係者など、子どもに関わるすべての人が、子どもの権利が保障されるよう努めることが大切であると認識しています。
32	基本的には賛成していますが、条例の意図するメッセージが伝わらないと意味がないので、きちんと市として努力してほしいと思います。	ご意見ありがとうございます。子どもを含めたすべての市民に子どもの権利が保障されることの大切さが伝わるよう努力してまいります。ご意見を今後の条例の周知啓発の際の参考とさせていただきます。
33	24ページ、「市は、本来おとなが担うと想定されています家事や家族の世話などを日常的に行っています子ども(いわゆるヤングケアラー)、または子どもとして本来必要なものが与えられない貧困の状況にある子どもなど、家庭における様々な困難を抱えた子どもに対して、必要な支援を行うよう努める必要があります。」とありますが、貧困・ヤングケアラーについては、過酷な現実があります。現状も支援に努めていると理解していますが、条例制定以降、これらの課題に関する市としての方向性を教えてください。	具体的な施策は子どもプラン武蔵野で検討したり、議会に予算を認めていただくことで提案し進めていきますが、本条例の考え方が今後の施策の方向を示すと考えています。
34	条例の有無にかかわらずその方向性(No.33の対応方針)で進めてほしいと思います。	ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
35	過度ないじめは犯罪と考えています。両者の話し合いに基づく解決とありましたが、被害者は、話し合いに参加しなくてはならないのでしょうか。被害者感情として難しいことも想定されます。	いじめの解決に向けては、まず、いじめられた側に再度同じいじめが起こってはいけないという視点が大切と考えます。いじめを解決するために加害者による謝罪などを経て、双方が受け入れていく過程が必要です。しかし、いじめの被害者が拒否する場合もあると思います。いじめの態様により解決の方法は様々にあると考えます。

番号	6688 李中	ナの老うナ(火口の同僚を吹きる ) 英宗(と) ないままい
留写	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
	73ページ、市の取組について、子どもの権利に関する公立保育園園内職員研修、子どもの権利に関する市内認可保育園園長研修、子どもの権利に関する市立小中学校校長会研修、地域子ども館職員研修について、対象者などの詳細を教えてください。 公立保育園の職員の研修というのは誰が講師をしたのでしょうか。	園内研修は、保育園内の職員全般、認可保育園の園長研修は市内の認可保育園の園長を対象にした研修会です。小中学校校長会については、小中校長会の自主的な参加に基づき18名が参加しました。地域子ども館は12館の館長や学童クラブの支援員を対象に実施しました。 有識者のDVDを視聴しました。
37	公立保育園の職員の研修というのは誰か講師をしたのでしょうか。 	行誠者のDVDを祝郷しました。
38	私は以前の委員会で、子どもの権利条例の理念は子どもが理解するだけでなく、保育士や幼稚園の先生、学校の先生などの支援者が理解していくことが大切である旨の考えを述べました。今回は、例えば、校長会や認可保育園の園長を対象にした研修とのことですが、現場の教師や保育士に対してはどのように取り組んでいますか。	教員については、各校代表の教員による人権教育推進委員会を年3回実施し、研修を行っています。この2年間は、本条例の検討の期間であり、子どもの権利条約の理解や検討委員会の検討内容について理解を進めました。各校代表の教員から、自校にて伝達研修を行っています。条例制定後も、理解啓発の研修を行っていきます。保育施設においては、武蔵野市の保育に関するガイドラインに基づき保育を行っていますが、その中に子どもの権利を重要な視点として取り入れています。今後も武蔵野市保育のガイドラインの研修などを通じて、子どもの権利についての研修や学習を進めるとともに、条例について、丁寧に現場の職員に対して説明を行っていきたいと思っています。
	学校現場からは厳しい意見もいただいています。特に休む権利、休息するということについて、厳しい意見があり、冊子を配るのみでは不十分ではないかと思います。豊田市の視察では、「条例ができたころよりもできてから数年後の方が、教員理解も深まっている。教育委員会の努力も大きい。」とのことでした。現場の先生の理解は大切です。条例制定以降の理解促進の取組みも重要だが、条例制定されるまでの期間に、教師への理解を高める取り組みをするべきと考えますがいかがでしょうか。	学校現場では、本条例制定の動きを踏まえ、子どもの意見を表明し、参加する権利を大事にした教育活動が進められてきています。特に、学校行事など様々な場面で子どもたちが関わって決めていることが増えています。このような動きは、これからの学校教育が育んでいく資質・能力を育成するためにも必要なことだと考えます。教員の負担に関する懸念の声もありますが、教育活動の中で子どもたちが主体的に決めていくことは教育的な効果につながるものと考えます。教員が条例に対する理解を深め、子どもの権利を踏まえた学校の教育活動の実践について、これまでの蓄積や、条例制定後に始められる蓄積を大切にしていきます。教員には、各校代表の教員による人権教育推進委員会を年3回実施し、研修を行っています。この2年間は、本条例の検討の期間であり、子どもの権利条約の理解や検討委員会の検討内容について理解を進めました。各校代表の教員から、自校にて伝達研修を行っています。条例制定後も、理解啓発の研修を行っていきます。また、本条例の制定に向けて、子どもたちが自主的にパブリックコメントに参加したいという思いをもつような働きかけを進めるために、資料等をつくり学校に提示しました。
40	30ページ、「第三者的な立場の調査委員会」とありますが、「第三者」ではなく「第三者的」というのはどういうことなのでしょうか。	当該重大事態に直接関係しない方で構成するという意味で、「第三者的」と記載しています。
41	(No.40の対応方針について)「第三者」という表現で良いのではないでしょうか。	教育委員会から見て第三者的な立場ということですが、民間の機関のような全くの第三者ではないと考えています。あくまでも市の附属機関となりますので、第三者という表現にはしていません。
42	子どもの権利擁護に当たる、子どもの権利擁護委員について、今後検討することとなった理由は何 か教えてください。	第三者のいじめ問題調査委員会が子どもの権利擁護委員とどう関わるかという点をはじめ、子ども の権利擁護委員の制度の詳細については、今後整理をしていく必要があると考えています。

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
43	子ども権利擁護委員が、いじめ問題調査委員会とどういうように関わるかという詳細な内容についてはこれから検討していくということですが、いろいろな意見が出ていて、まだなかなか定まらないということなのでしょうか、現状を教えてください。	付則において、条例は令和5年4月1日から、ただし、第7章の規定は規則で定める日から施行する旨を規定しています。たとえば子どもの権利擁護委員の設置場所や委員の人選、具体的な職務上の手続などについては、条例制定後に一定の時間をかけて検討する予定です。なお、パブリックコメントなどの意見を受け、付則を「ただし、第7章の規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。」と修正します。
44	8ページの「言葉の意味」にあります「市民」の定義として、「市内にある学校に在籍する者」と書かれていますが、学校だけが示されている理由は何でしょうか。	自治基本条例の規定に基づいて記載していますが、条例の趣旨からすると、たとえば学校以外の保 育園なども含まれるべきものと考えています。
45	(No.44の対応方針について) 「学校」のみを明記しているのは、子どもの権利条例の趣旨を踏まえると矛盾すると考えます。記載を変更すると理解してよろしいでしょうか。	ご意見を受けて「学校」を「育ち学ぶ施設」に修正します。
46	本条例の考え方としては、条約、国の法律、都の条例、そしてこれから上程されるであろう議案も 齟齬が発生しないという認識でよろしいでしょうか。	こども基本法にも、自治体の責務が書かれています。法の基本理念にのっとり、国や他の地方自治体と連携を図りつつ、区域内における子どもの状況に応じた施策を実施することが責務であるという認識です。また、都条例においても、こどもの安全安心の確保、こどもの遊び場、居場所づくり、子どもの学び、成長への支援、子育て家庭、こどもに寄り添った多面的支援、こどもの意見表明と施策への反映、こどもの参加の促進、こどもの権利の広報・啓発、こどもからの相談への対応などが書かれています。さらに、それらの事項について、都内自治体への支援も行っていく方針も示されています。それを受けて市が本条例をつくるということについては、齟齬はないものと考えています。
47	検討委員会報告書8ページの、「子どもの権利の保障方法」の「上記骨子の基となる考え」にて、「武蔵野市としての独自の子どもの権利の保障の条例」の記載が気になっています。条約、法、都条例との齟齬が発生しないという大前提がある中で、独自の子どもの権利というものが報告書でありますが、それは今回の素案の中で具体的にはどの辺に反映されていますか。	たとえば都条例には、「こどもの権利擁護」として、子どもの権利擁護のための体制の充実のために必要な措置を講ずる旨の規定があります。また、「こどもの遊び場、居場所づくり」では、「こどもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう特別区及び市町村と連携して、こどもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする」と書かれています。これらの事項について、子どもの生活の場で、どのような居場所、遊び場をつくるのか、どのように権利擁護の視点で子どもの救済を図っていくのかを示す点に、市条例の独自性があると考えています。
48	8ページの各種定義において、私立の学校はどう対応するのでしょうか。公立の学校なら、市の枠組みで対応することができますが、私立の学校は、学校独自の方針などもあります。 武蔵野市に関係する子どもというと、武蔵野市に在住で市外の学校に行っている子ども、市立以外の学校に行っている子ども、武蔵野市外に在住で武蔵野市の私立学校に行っている子ども、高校生など、様々な立場が想定されます。本条例の対象となるか教えてください。	市民の定義のとおり、在住・在学の方が対象です。他自治体の学校に通っている方であっても市内 に住んでいれば、本条例の「子ども」に該当するものと認識しています。
49	例えば、私立の学校でいじめが起きた場合の学校等への対応なども考えられますが、条例がない現 状はどう対応していますか。	現状では教育委員会としては市立学校が対応できる範囲となります。条例の「子どもの権利擁護委員」については、子どもが救済を求めてきた際に対応していくことになります。もし市外にある学校でいじめが発生した場合は、子どもが救済を求めているのであれば、その件について協力を求めるというような形で、他自治体にある学校へも対応していきます。

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
50	武蔵野市は、私立の学校に通う子どもが多いです。私立の学校においては、各学校の精神もあり、 実際の対応が難しいと感じたことがあります。条例ができると私立の学校の子どもも対象となります。公立学校以外の子どものいじめの問題なども適切に対応できるように枠組みを整備してほしい と思います。	こども基本法、東京都こども基本条例、いじめ対策推進法、その他の法規を踏まえ、すべての子ど もの権利を守るために、子どもの権利擁護委員が適切に対応していくべきものと認識しています。
51	以前はアドボケーターやファシリテーション、オンブズパーソンといった英語表記の言葉が使われていましたが、今回は日本語表記に変更されています。理由についてお聞きしたいと思います。	本条例は子どもへの分かりやすさも意識しています。オンブズパーソンやファシリテーターという 英語表記の用語は分かりづらいのではないかと考え、日本語表記に修正しています。権利擁護委員 という言葉も難しいとは思いますが、漢字の意味としては伝わるのではないかと考えています。子 どもの権利擁護委員の愛称などについては今後検討していきます。
	子どもの権利擁護委員など、新しい機関を検討する中で、その制度が効率良く運用されるために、 スクールカウンセラーなど既存の仕組みに関わる支援者へのヒアリングはしていますか。また、評価方法などはどのように考えていますか。	子どもの権利に関する条例検討委員会において、スクールソーシャルワーカーとの意見交換会等を 実施しています。また、評価方法については、条例案第31条に記載のとおり、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行います。
53	子どもの権利擁護委員など新しい制度を検討する上では、既存制度がどういう運用をされていて、 どういう効力があったかなど、既存制度の評価・検証を丁寧に行っていく必要があるのではないで しょうか。また、権利擁護委員を設置した際の効果などはきちんと継続的に評価・検証していく必 要があると考えています。	ご意見を今後の検討の参考にさせていただきます。評価・検証については、条例案第31条に記載のとおり、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会が行います。
	31ページ、子どもの権利擁護委員は3人以内と具体的な数字も出ています。人件費などの予算が発生すると思いますが、例えば、常勤で1か月に決まった日程を働いてもらうことや、何かあったときに動いてもらうなど、概算で構わないので、経費についてどのように想定していますか。	子どもの権利擁護委員に関しては、詳細を規則で規定することとなるため、委員に関する具体的な 業務体制なども今後検討していきます。他市の例では、子どもの権利擁護委員は月に数回出勤し、 その分の報酬を払っているとのことです。また、相談・調査専門員は、常勤で相談の窓口におい て、いつでも子どもが来たときには対応し、子どもの権利が侵害されているような専門的な相談が 必要な場合は、権利擁護委員につなぐというような形で、常設設置する想定です。最低でもこれら の人件費はかかってくると考えています。
55	相談・調査専門員に関しては、市職員から選出することなどを想定していますか。	専門的な資格を持っている方を想定していますが、詳細は今後検討していきます。
56	「休む権利」は、報告書時点では様々議論され、注目をされていた内容ですが、条例素案では内容が簡略化されたと感じています。検討経過について教えてください。	検討委員会等の議論を踏まえた上で、市で検討し、このような内容になっています。子どもが何か 休息を必要とする場合には、休む権利があることを普及啓発していくという視点で記載していま す。
57	子どもの権利条約の31条にも記載がありますが、「休息する権利」という視点が大切であると考えています。「休むこと」と「さぼること」は違うといった区別がされるべきですが、外形的には見えづらいです。「休息したい」という気持ちを子どもたちが言いやすいことや周囲がその気持ちを知るという環境をつくることが大切であると考えます。	

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
58	18ページの第5章、自分らしく居られる場所の趣旨・説明においても、身体的、精神的な回復のために休息する権利があることが明記されています。これは「サボる」ことではありません。子どもだけでは、「休むこと」が「サボる」であると勘違いしてしまうことがあるかもしれないため、周りの人がしっかり考えていかなければいけないことだと考えていますがいかがでしょうか。	ご指摘の通りと認識しています。なお、委員ご指摘のとおり「休むこと」と「サボる」ことは外見的に区別をつけることは難しいと考えます。サボっているように見えたとしても、その子どもには心身の休息のために必要なことである可能性もあります。その子どもの最善の利益を考えて導いていくということも周りの方の役割であり、そのことを普及啓発していくのが市の役割であると考えています。
59	条例素案では、特別休暇制度といった制度については検討していないという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。検討委員会で議論がありましたが、学校現場を知る委員から多くの課題も指摘されました。委員会の報告書でも、議論があったことは記載されていますが、制度の提案などはありません。市が条例素案を検討する際も、そのような経過を踏まえ、「特別休暇制度」については検討しておりません。
60	素案の23ページ、「子どもの参加」について、今の段階ではどういうようなイメージの子ども会議を想定していますか。	中高生世代の意見表明の場となっている「Teensムサカツ」などの事業を発展させたり、意見箱やアンケートなど様々な形で子どもから意見をもらったりという仕組みを考えていきたいと考えています。
61	積極的な子どもだけでなく、どの子どもからもいろいろな意見が出るような環境をつくっていくことが重要と考えるので工夫してほしいと思います。	ご意見ありがとうございます。市、市民、育ち学ぶ施設の関係者など、地域全体で子どもが意見を 表明しやすい環境づくりに努めてまいります。ご意見を今後の施策の参考にさせていただきます。
62	言葉の定義に関して、8ページ、保護者は「子どもを現に養育する親、里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます」とありますが、この保護者の中では、子どもを現に養育していない親もいると想定されます。また、離婚をしている等、緊張関係がある親も想定されます。こういった場合も踏まえ、保護者の定義の改めて伺いたいと思います。	保護者には養育をする第一義的な責任があります。子どもの成長のために必要な養育を行う方を保護者と定義しています。そのため、保護者に代わって里親やそのほかの方であっても、子どもの養育をしている方であれば、条例上、保護者となると認識しています。
63	私は、共同親権を法制化するということに関しては反対の立場を表明しています。保護者に関しては、保護者という形式上のことだけではなくて、事実上の関係を重視してほしいと思います。	ご意見として承ります。
64	施設入所の子どもに対しては、複数の施設職員が保護者にあたりますか。	一般には施設長が代表して保護者となることが想定されます。ただし、施設の各職員についても、 その子どもの人格と尊厳を尊重し、子どもが大切な存在として受け入れられ、愛されて育つことが できる環境を確保し、子どもの権利が保障されるよう努めるという保護者の役割を担うべきものと 考えています。
65	参考資料に子どもの権利に関する総合条例一覧がありますが、武蔵野市として「権利」という名称を入れるか否か、議論がありましたか。	検討委員会では「子どもの権利に関する条例検討委員会」として議論してきました。他自治体では 「子ども条例」といった名称もありますが、市として改めて検討したところ、「子どもの権利条 例」という名称が、分かりやすくてよいとの結果になりました。
66	子どもの権利を明確化しているという点で、子どもの権利条例という名称の意義は大きいと考えて います。	ご意見として承ります。条例案においても「武蔵野市子どもの権利条例」としました。
67	子どもの権利条約フォーラムという全国規模のイベントを様々な自治体で開催していますが、武蔵 野市として、こういった研修やイベントに参加する予定はありますか。	今年度は予定はありませんが、条例制定後に検討していきます。

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
ш.)	어까 에어	TOO STOT (SIGNATE CHASTIC PERCENT O CVISCO)
	言葉を発することが難しい子どもの意向を聴取することは大切です。障害児、乳幼児、外国にルー	検討委員会では障害分野の専門の委員からご意見をいただいたり、不登校の方が通う施設などに行
	ツがある子などに代わって代弁するアドボケーターの重要さを感じています。こうしたアドボカ	き、直接子どもの声を聴いたりしてきました。むさしのクレスコーレ職員が子どもの意見を引き出
68	シーの考えを生かした言葉にすべく、子どもたちからの意見聴取はどういう形であったか教えてく	して、パブリックコメントの際に提出してくれたこともあります。乳幼児については、委員長が保
	ださい。	育関係者へヒアリングを行い、委員会でもアドボカシーの重要性について議論がありました。
69	これからも、子どもの意見を尊重する姿勢を大切にしてほしいと思います。	そのように努めてまいります。
	   休む権利について、教育機会確保法が制定されましたが、不登校児童生徒は増加しています。休む	   休む権利や不登校のお子さんに関する支援については、検討委員会においても具体的な意見をいた
70	権利は重要と考えています。条例素案の中に、教育機会確保法については記載されていませんが理	だいています。検討委員会の意見に基づき、20ページの「学校外の多様な学びの支援」で考え方を
70	由を教えてください。	整理しています。
	対    対    対    対    対    対    対    対	ご意見として承ります。
71	教育機会唯体法も囲まれて、子供に超んない。	こ思元として外りより。
	休むことで内申に響くなど、休みづらい要因についてどのように考えていますか。	チャレンジルームやクレスコーレの利用者については、活動状況を学校に報告しています。
72		出席日数等については、学校の判断になります。
	必要なときに休息することは子どもにとっても、大人にとっても大切なことであると考えます。休	素案18ページ「13 自分らしく居られる場所」は、必要なときには休んでも良いことを社会全体が
	  むことについて、学校に行きたくないからさぼっているのではないかといった認識を持つことは気	きちんと理解できるようにという意図で記載しています。
73	をつけたほうがいいと思いますが、その辺についてもう一度見解を伺いたいと思います。	
	意見表明について、住民投票についても子どもも関わることになるのか、意思表示はあるのかと思	ご意見として承ります。
74	いました。	
	性的マイノリティの子どもについて、配慮をしていくことが大切だと思いますが、どのように考え	素案24ページに「市は、性自認、性的指向などについての啓発に努め、性的マイノリティ(LGB
	ていますか。	TQ+)の子どもと保護者が差別を受けないよう配慮するとともに、必要な相談体制の整備に努め
75		る必要があります。」と記載しています。人によって望むことは異なると思いますので、具体的に
		取り組みを明記するのでなく、個々のニーズに応じて支援をしていく旨を記載しています。
	体育の授業やトイレなど身近な課題について、どのように考えていますか。話を聴くというだけで	素案24ページ条文に「市は、市民および育ち学ぶ施設が子ども一人ひとりに合わせた配慮ができる
76	なく、上記のような具体的な環境整備について、予算を付けて取り組んでほしいと思います。戸籍	よう、必要な支援に努めます。」と記載しています。個々の二ーズに合わせて対応できるように、
	対応についても、別途の窓口を設けるなど、具体的に取り組んでほしいと思います。	という考えからこのように記載しています。
77	31、32ページの子どもの権利擁護委員について、第三者機関という理解でよろしいでしょうか。	市長が委嘱するという点で完全な民間事業者のような第三者ではないため、第三者的と表記として
77		います。
70	相談・調査専門員については、市役所や次期複合施設に常設窓口を設置するということでしょう	令和6年度の施行を目指して、場所も含めた具体的な内容は条例制定後、検討していく予定です。
78	か。検討経過を教えてください。	
79	夜間や休日にしか相談できない人もいます。そういったニーズも考慮してほしいと思います。	ご意見を今後の検討の参考にさせていただきます。
/9		

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
80	学校など、子どもを支援する人材に向けた支援について、条例制定後、支援者の負担感が増す可能性があります。教育予算を増やすなどの必要性を感じますがいかがでしょうか。	本条例に基づき、「子どもプラン武蔵野」や「武蔵野市学校教育計画」において施策を推進していきます。現時点で予算を明言することはできませんが、本条例を実現するための予算を提案し、議会に承認いただくことになると考えます。
81	子どもの声に耳を傾けるという体制づくりが必要であり、今までより気を配ることが多くなると思います。その点で教育予算を増やしていくことは必要と考えます。	
82	私立の学校に通う子どもがいじめを受けていたという市民の声を聴きました。8ページ学校教育法に定める学校には私立も含まれますが、市内の私立の学校は少なくとも条例の対象になると認識しています。私立の学校のいじめについては本条例で担保されるのでしょうか。	私立学校については、法令上学校設置者が責任をもって対応することになりますが、相談・調査専 門員に相談があった場合は、子どもの権利擁護機関として対応していくことになります。
83	市立小中学校に通う子どもより、私立、国立、都立に通う子どもの方が多いのではないでしょうか。25,26に書かれている教育委員会の権限が及ぶだけの想定はいかがなものでしょうか。むしろ、説明にもありましたが、いじめ防止対策推進法にて、学校設置者や地方自治体、国の責務が明記されていることを踏まえると、25、26の事項について本条例に明記せずとも、市内の私立、もし	ご意見を受けて条例素案から修正します。修正内容については、提出議案をご参照ください。武蔵野市いじめ防止基本方針につきましては、市また教育委員会が定めています。武蔵野市いじめ防止関係者連絡会は、いじめ防止対策推進法第14条に、条例の定めるところにより置くことができるとしているものを設置するものです。いじめ問題調査委員会については、法第30条では、いじめの重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関である調査委員会を設けて調査を行うことができる規定です。条例は、市長が必要と認める場合は附属機関として設置することとしています。
		教育支援センターでは、武蔵野市民であれば、市立小・中学校以外の学校に通う子どもについても 相談を受けています。スクールソーシャルワーカーも同様です。
84	「言葉の意味」の市民の定義には、在住だけではなくて、在籍、いわゆる他自治体から武蔵野市の学校に通っている子どもたちも入っていると考えられます。大きな枠の中で、例えばいじめのような問題を考えていかなければいけないと思われるます。ある一定のところだけに光が当たることがないように、ぜひ検討をお願いしたいと思います。	ご指摘のとおり、市内在住だけでなく、他自治体から武蔵野市の学校に通っている子どもたちの権利も保障していきます。
85	休む権利について、子どもの権利条約31条では「休息」として明記されており、「学校を休む」こととは認識が異なると考えます。条例上に「学校を休む」ことについて明記することで「学校を休んでよい」という誤解を生む可能性がありますのではないのでしょうか。「学校」を明記することについては、慎重に考えてほしいと思います。	ご意見を受けて「休む権利」を「休息する権利」に修正します。
86	18ページ13「市は、子どもが休息を必要とする場合に、学校、その他の活動などを休み、多様な居場所で過ごすことについて、保護者および市民の理解が得られるよう、必要な啓発に努めます。」とあります。「その他の活動」については、塾など様々な活動が想定されますが、「学校」と明記することは条約の拡大解釈になると思うので、慎重になるべきだと思います。	ご意見を受けて「学校」を「育ち学ぶ施設」に修正します。

番号	質問・意見	市の考え方(当日の回答を踏まえ、適宜追記等しています)
	パブリックコメントについては、様々実施していると理解しています。商店会会長から素案が送られてきたので、何かと思い市役所に問い合わせたら、パブリックコメントの説明があり、商店会の人に会長がコピーして回すのかと聞いたらそこまでしなくて結構と言われたと聞きました。広く意見を聞きたいという姿勢があるならば意見聴取は丁寧に実施してほしいと思います。	しましたが、説明が不足しており申し訳ございませんでした。このほか、条例の検討について幅広
88	ただ配るだけでなく、令和4年度の施政方針で市長も「伝える・伝わる」と言っている趣旨を踏まえ、きちんと配られた後も見据えて、丁寧に検討してほしいと思います。	ご意見を今後の周知啓発の際の参考とさせていただきます。